

同意書

【1】助成金は所得金額に加算されます

次世代育成住宅助成事業における助成金は、所得税法第35条に基づき雑所得となります。そのため、支給される助成金はそのまま所得金額に加算されます。

【2】居住状況についての調査にご協力いただきます

事業の実効性分析や住宅施策の改善のため、次世代育成住宅助成の利用世帯には居住状況に関する調査にご協力いただきます。（助成終了後も調査対象となります。）

私は、次世代育成住宅助成事業における助成金について、上記のことをふまえた上で受給することに同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

雑所得

雑所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得
山林所得・譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得のことです。

税の申告について

1年間（1月～12月）に助成された金額の合計が20万円を超える場合には、
原則として所得税の確定申告をする必要があります。

（所得税の確定申告は、特別区民税・都民税の申告も兼ねています。）

また、1年間（1月～12月）に助成された金額の合計が20万円を超えない場合には、
原則として特別区民税・都民税の申告をする必要があります。